

はいかい

徘徊高齢者早期発見ネットワーク手順

(家族用)

1. 事前登録

徘徊の症状がみられる高齢者の発見協力を希望するご家族の方は、市役所（または地域包括支援センター）に事前登録申請（様式第2号）を行い、徘徊発生時における事前登録を行います。

※徘徊の症状がみられる高齢者の情報をネットワーク協力機関、地域包括支援センターおよび草加警察署へ提供することについて同意していただきます。

2. 徘徊発生時における対応

徘徊が発生した時は、まず、草加警察に捜索願を出します。併せて協力機関に対して発見依頼する場合には、市役所長寿介護課に電話連絡を行います。

※発見依頼は電話での対応とします。〈受付時間 8時30分～17時15分〉

※協力機関へ提供する情報内容を伝えていただきます。事前登録申請の中で、提供したくない事項があれば必ず伝えてください。

3. 徘徊の症状がみられる高齢者発見依頼後の対応

発見依頼を受けた市役所長寿介護課は、協力機関のメールアドレスに徘徊の症状がみられる高齢者情報を送信し、発見の協力依頼を行います。

4. 協力機関の対応

①市役所長寿介護課から徘徊の症状がみられる高齢者情報を受けた協力機関は、発見に協力していただきます。

※職務を中断してまでの依頼ではありません。

②協力機関が徘徊の症状がみられる高齢者を見かけた、または発見し身柄を引き止めた場合には草加警察署に連絡を行います。

③徘徊の症状がみられる高齢者の身柄を確保した場合には、草加警察署より家族の方に連絡をいたします。本人確認のうえ身柄の引き受けをしてください。

※協力依頼後にご家族により発見した場合には、必ず市役所長寿介護課（または地域包括支援センター）に連絡してください。

<連絡先>

市役所 長寿介護課	048-996-2111	内線 448
東部地域包括支援センター	やしお苑	048-998-8895
西部地域包括支援センター	ケアセンター八潮	048-994-5562
南部地域包括支援センター	埼玉回生病院	048-999-7717
北部地域包括支援センター	やしお寿苑	048-930-5123